

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

(令和3年10月15日現在)

品目		国・地域	貿易量(令和2年)
牛肉		カンボジア、香港、台湾、米国、シンガポール、EU、タイ、マカオ、ラオス、タジキスタン、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、フィリピン、豪州、UAE、サウジアラビア、インドネシア、スイス、ロシア、ニュージーランド、カタール、ミャンマー、バーレーン、モンゴル、アルゼンチン、ブラジル、バングラデシュ、ウルグアイ等	4,845トン(289億円)
豚肉		香港、シンガポール、マカオ、カンボジア、ベトナム、タイ等	2,454トン(18億円)
家きん肉		香港、カンボジア、ベトナム、マカオ、シンガポール等	9,882トン(21億円)
殻付き家きん卵		香港、シンガポール、米国、マカオ等	18,128トン(46億円)
乳製品	LL牛乳	香港、台湾、シンガポール、タイ、EU※1等	7,829トン(18億円)
	チーズ	台湾、ベトナム、香港、タイ、EU※1等	988トン(15億円)
	育児用粉乳	ベトナム、台湾、香港、カンボジア、EU※1等	8,900トン(136億円)
	アイスクリームその他氷菓	香港、台湾、中国、シンガポール、米国、カナダ、EU※1等	6,806トン(46億円)
牛皮		タイ、韓国、香港、ベトナム、インド、台湾等	14,045トン(6億円)
豚皮		タイ、韓国、ベトナム、カンボジア、香港等	64,604トン(47億円)

2. 現在解禁に向けて協議中の主な品目及び国・地域

資料:財務省「貿易統計」

○牛肉:中国、韓国

○豚肉:EU、米国、中国、台湾※2、韓国

○家きん肉:米国、ロシア、中国

○家きん卵:ロシア、中国

○乳・乳製品:中国

○牛・豚原皮:中国、台湾※2

※1 今後、厚生労働省が施設認定のための手続きを定める予定

※2 岐阜県における豚熱の発生を受けて、台湾は日本全国からの豚肉、豚皮等の輸入を停止中

参 考 資 料

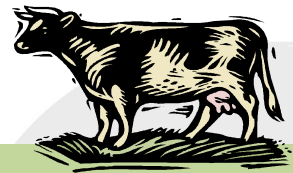
動物衛生に関する情勢

- 国際的な動物の伝染性疾病の広がりや国境を越えた物流・交通の活発化に伴い、これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。
- これを受け、家畜伝染病予防法を改正する等、動物衛生体制を充実。

年	できごと	
	国内	海外
1992 (H4)	OIE東京事務所の開設。	イギリスでのBSE発生数がピーク。 イギリスでH5N1発生。
1996 (H8)	CSF撲滅体制確立対策事業開始。	
1997 (H9)	家伝法改正（伝達性海綿状脳症の法定伝染病化、検疫手続の電子化等）。	ドイツでCSF発生。
2000 (H12)	FMDが宮崎県等で発生、家伝法改正（わら等の動物検疫開始）。	台湾で牛でのFMD再発。
2001 (H13)	BSEが発生、家伝法改正（特定防疫指針、飼養衛生管理基準の新設等）。	イギリス、フランス、オランダ、アイルランドでFMD発生。スペイン、ドイツでCSF発生。
2003 (H15)	牛個体識別制度の開始。消費・安全局が設置。茨城でコイヘルペスが発生。	米国でBSE発生。
2004 (H16)	国内で79年ぶりにHPAIが発生。 家伝法改正（手当金減額措置の導入、売上減少額への助成措置等）。	ヒトでのAI (H5N1) 発症が多数報告。
2007 (H19)	CSFの撲滅宣言、動物検疫所による水産動物検査の開始。	米国でメラミン混入の中国産蛋白質原料でペットの健康被害が発生。
2010 (H22)	FMDが宮崎県で発生、HPAIが全国各地で発生。	
2011 (H23)	家伝法改正（家畜防疫官による旅客への質問、飼養衛生管理基準の強化等）。 FMDについてOIEによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定。	牛疫の根絶宣言。
2013 (H25)	BSEについて無視できるリスク国のステータス認定。	中国でヒトでのAI (H7N9) が発生。
2015 (H27)	CSFについてOIE清浄国のステータス認定。 農研機構動物衛生研究部門が「牛疫ウイルス所持及びワクチンの製造・保管施設」認定。	
2016 (H28)	農研機構動物衛生研究部門が牛疫のOIEレファレンスラボラトリーに認定。	
2017 (H29)	乳製品の動物検疫開始。	
2018 (H30)	国内で26年ぶりとなるCSFが発生。	中国でアジア初となるASFが発生。
2019 (H31/R1)	家畜保健衛生所における精度管理を開始。 畜産物の違法持ち込みへの対応の厳格化開始。	韓国でASFが発生。
2020 (R2)	家伝法改正（予防的殺処分の対象疾病にASF追加、家畜防疫官の権限等の強化等）。 CSFについてOIE清浄国のステータス消失。 HPAIの発生で過去最大の殺処分羽数。	
2021 (R3)		ASFが中米(ドミニカ共和国、ハイチ)に拡大。

我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	402百戸	241万頭
乳用牛	135百戸	139万頭
養豚	50百戸	873万頭
採卵鶏	145百戸	1億9千万羽
ブロイラー	40百戸	1億5千万羽

令和2年2月1日現在

自衛防疫団体

都道府県
家畜保健衛生所
168か所
(病性鑑定施設を含む)
獣医師 2,049名
(令和3年3月31日現在)
(厚) 保健所 472か所
(平成31年4月1日現在)

農林水産省
消費・安全局



動物医薬品検査所
動物衛生研究部門



動物検疫所



本所

8支所、18出張所
家畜防疫官 508名
(令和3年10月現在)

○ I E 等の国際機関



家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年）の概要

令和2年4月3日公布、施行期日：公布の日から3月以内（ただし、2については公布の日、3③については1年以内、4①については令和3年4月1日）。

→令和2年7月1日

→令和2年4月3日

→令和3年4月1日

背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認されたC S F（豚熱）については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散し、現在に至ってもなお終息に至っていない。
- このため、野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止を図る必要。
- 加えて、一昨年以降、アジア地域においてA S F（アフリカ豚熱）の発生 が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾病（※）の侵入防止を徹底する必要。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾病である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

改正の概要

議員立法で措置（ASF関連に限る）

1 家畜の伝染性疾病的名称変更（豚熱、アフリカ豚熱、その他）

【改正後第2条第1項の表等】

2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化

【改正後第2条の2から第2条の4まで】

3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

- ① 衛生管理区域に入る者にのみ又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にのみ課せられている消毒義務を、当該施設どちらも出入りする者に課すよう措置。

【改正後第8条の2、第28条等】

- ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する制度を創設。

【改正後第12条の3の2】

- ③ 飼養衛生管理の指導等に係る指針（国が策定）・計画（都道府県が策定）の制度を創設。

【改正後第12条の3の3及び第12条の3の4】

- ④ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるよう措置（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）。

【改正後第34条の2（改正後第47条）】

- ⑤ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるよう措置するとともに、国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表できるよう措置。【改正後第12条の7】

- ⑥ 飼養衛生管理に関する罰則を強化。【改正後第63条、第66条、第69条、第70条等】

4 野生動物における悪性伝染性疾病的まん延防止措置の法への位置付け

（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）

- ① 野生動物における悪性伝染性疾病的の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け。

【改正後第31条第2項等】

- ② 野生動物で悪性伝染性疾病的の感染が発見された場合にも、発見された場所等の消毒や当該場所とその他の場所との通行制限、周辺農場等に対する家畜の移動制限、飼料業者・運送業者等関連事業者の倉庫・車両の消毒などの病原体拡散防止措置が実施できるよう措置。【改正後25条の2、第26条、第28条の2等】

5 予防的殺処分の対象疾病的の拡大【改正後第17条の2】

- ① 予防的殺処分の対象疾病的にA S Fを追加。
- ② 野生動物で口蹄疫又はA S Fの感染が発見された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。

6 家畜防疫官の権限等の強化

- ① 出入国者の携帯品中の畜産物（肉・肉製品）の有無を、家畜防疫官が質問・検査できるよう措置。【改正後第40条第5項及び第45条第5項】
- ② 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう措置。【改正後第46条第4項】
- ③ 動物検疫所長は、輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して必要な協力を求めることができるよう措置。【改正後第46条の4第1項】
- ④ 輸出入検疫に関する罰則を強化。【改正後第63条、第69条等】

国内防疫の取組

(1) 国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。

(2) 発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランスによる発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。

(3) 疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。

国内での具体的な取組

発生予防

- ・ 飼養衛生管理の徹底

飼養衛生
管理基準

早期発見

- ・ 発生状況の把握
(サーベイランス)
- ・ 正しい知識の普及
- ・ 早期発見・早期届出

特定家畜
伝染病
防疫指針
ほか

まん延防止

- ・ 感染家畜のとう汰
- ・ 移動の制限
- ・ 周辺農場の検査